

鳥取県告示第350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ両三柳店

米子市両三柳58-2、58-9、58-10

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也

コスモスフーズ株式会社 岡山県勝田郡勝央町岡22-1 代表取締役 小林 新一

有限会社バックス 岡山県津山市一方228 代表取締役 岡崎 史郎

株式会社タカラブネ 京都府久世郡久御山町佐山37-1 代表取締役 新開 純也

有限会社さくらカメラ 岡山県津山市京町59 代表取締役 野々上 美樹

変更後 株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也

株式会社ランディーズ 岡山県津山市一方228 代表取締役 小林 新一

有限会社男山 米子市両三柳58-2 代表取締役 吉田 育史

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時45分から午後10時30分まで

変更後 午前8時45分から午後10時30分まで

3 変更する年月日

平成21年5月1日

4 届出年月日

平成21年3月23日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,909㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 163台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり